

## 別紙様式2

担当者名	古賀 浩嗣
電話	090-8543-6235
F A X	052-308-3805

## 福祉・介護職員待遇改善計画書(令和2年度届出用)

(算定する加算：福祉・介護職員待遇改善加算／福祉・介護職員待遇改善特別加算)

## 事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号 (1事業所のみの場合記載すること)	
-------------------------------------	--

事業者・開設者	フリガナ 名 称	カブシキガイシャガツ 株式会社 GUTS	法人番号(13桁) 4180001073486
主たる事務所の所在地	〒464-0802 愛知県名古屋市千種区星が丘元町15番21号 第二ことひらビル4階		
事業所等の名称	電話番号 名 称	052-784-7032 「別紙一覧表による」 「別紙一覧表による」	FAX番号 提供する サービス 052-308-3805 「別紙一覧表による」
事業所の所在地	〒		
	電話番号	FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	・福祉・介護職員待遇改善加算 ( I II III IV V ) ・福祉・介護職員待遇改善特別加算
② 福祉・介護職員待遇改善(特別)加算 算定対象月	令和2年4月～令和3年3月
③ 令和2年度福祉・介護職員待遇改善(特別)加算の見込額	11,400,000円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	11,500,000円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	63,613,548円
ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	52,113,548円

加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合(平成28年度において従来の加算(I)を取得していた事業者に限る。)

⑤ 平成 年度福祉・介護職員待遇改善加算の見込額(加算(I)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額)	円
⑥ 賃金改善の見込額(iii-iv)	円
iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
iv) 初めて加算(I)を取得する月の前年度の賃金の総額	円

## 賃金改善の方法について

⑦ 賃金改善実施期間	令和2年4月～令和3年3月
⑧ ※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。前年度と期間が重複しないよう、福祉・介護職員への支払い期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数と一致すること。	
⑨ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(できる限り具体的に記載すること。)	
(1) 賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等))	基本給、手当、賞与
(2) 賃金改善を行う賃金項目ごとの賃金改善実施時期(支払予定月)	毎月25日(給与支払日)
(3) 一人当たりの平均賃金改善月額(賞与支払い等毎月支払いでない場合においては、1回の支払いあたりの平均額)(当該平均賃金改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引前であるため、実際の個々人の手取額とは必ずしも一致しない。)	一人当たり月額12,950円
(4) 賃金改善を行う対象職種(勤務形態一覧表における「職種」で記載すること。また、対象とする職種は漏れなく記載すること。)	指導員

※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④は③を、⑥は⑤を上回らなければならないこと。

※ ④ii)、⑥iv)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)

・添付書類2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)

・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表

## (2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。		
要件 I	次の①から③までのすべての要件を満たす。	該当・非該当
	① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。	該当・非該当
	※ 非該当の場合、①から③までの要件を全て満たすことのできない理由	
要件 II	次の④及び⑤の要件を満たす。	該当・非該当
	④ 福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	研修会参加による資質向上、資格の取得
	⑤ ④の実現のため的具体的な取り組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施とともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること (月例研修会の実施、業務評価査定の実施)
		資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること (勤務シフトの調整)
要件 III	次の⑥及び⑦の要件を満たす。	該当・非該当
	⑥ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
		一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

※ 就業規則等(給与規程や要件 I 及び III の適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はそれらの書類を含む。)を添付すること。

(3) 職場環境等要件について  
(※) 太枠内に記載すること。

加算(I・II)については平成27年4月以降の、加算(III・IV)については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

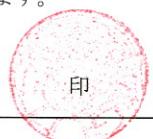
資質の向上	・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を得ようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る) ・その他( )
	・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入 ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善策の充実 ・ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・その他( )
労働環境・待遇の改善	・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・非正規職員から正規職員への転換 ・職員の増員による業務負担の軽減 ・その他( )
その他	

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員待遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記のとおり、障害福祉サービス事業所等に係る福祉・介護職員待遇改善(特別)加算を届け出ます。なお、本計画書について、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和2年2月17日 (法人名) 株式会社GUTS

(代表者 職・氏名) 代表取締役 古賀 浩嗣



担当者名	
電話	
FAX	

## 別紙様式2

## 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(令和2年度届出用)

## 事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号※							
-----------------	--	--	--	--	--	--	--

※1 事業所のみの場合は記載すること

事業者・開設者	フリガナ 名 称	カブシキガイシャガツ 株式会社 GUTS			
主たる事務所の所在地	〒464-0802 愛知県名古屋市千種区星が丘元町15番21号 第二ことひらビル4階				
	電話番号	052-784-7032	FAX番号	052-308-3805	
事業所等の名称	フリガナ 名 称	「別紙様式2(添付書類1)のとおり」 「別紙様式2(添付書類1)のとおり」		提供する サービス	「別紙様式2(添付書類1)のとおり」
事業所の所在地	〒	「別紙様式2(添付書類1)のとおり」			
	電話番号	「別紙様式2(添付書類1)のとおり」	FAX番号	「別紙様式2(添付書類1)のとおり」	

※複数の事業所ごとに一括して作成する場合は、事業所等情報に「別紙様式2(添付書類1)のとおり」と記載すること

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 ( I <input checked="" type="radio"/> II <input type="radio"/> 区分なし )
② 現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算 ( I <input checked="" type="radio"/> II <input type="radio"/> III <input type="radio"/> )
③ 福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有 ( 福祉専門職員配置等加算 ・ 特定事業所加算 ) <input checked="" type="radio"/> 取得無 <input type="radio"/>
④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和2年4月 ~ 令和3年3月
⑤ 令和2年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	3,300,000円
⑥ 賃金改善の見込額(i - ii)	3,400,000円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	53,357,251円
ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	49,957,251円
⑦ 経験・技能のある障害福祉人材(①)における平均賃金改善額((iii - iv) / v)	円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円
v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)	人】
⑧ 他の障害福祉人材(②)における平均賃金改善額((vi - vii) / viii)	178,947円
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	53,357,251円
vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	49,957,251円
viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	19人
⑨ その他の職種(③)平均賃金改善額((ix - x) / xi)	円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)	円】
⑩ 賃金改善実施期間	令和2年4月 ~ 令和3年3月
※当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。終了期間は現行の処遇改善加算と同じにすること。	
⑪ 賃金改善を行う賃金項目及び方法 ・賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等) ・賃金改善の実施時期や対象職員 ・一人当たりの平均賃金改善見込額について、①②③のグループごとに可能な限り具体的に記載すること。 なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	① について、比較的新たに開設した事業所であり、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するため、該当者無し。 ② について、常勤17人に基本給、手当、賞与、一時金などにより、一人当たり平均178,947円を支給する。 ③ について、該当者無し

※ ①~③については、複数の事業所ごとに一括して作成する場合は記入不要。

- ※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ⑥ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
  - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
  - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

## (2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を得ようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li> <li>・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る）</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>
労働環境・待遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入</li> <li>・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>・ＩＣＴ活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li> <li>・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入</li> <li>・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</li> <li>・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>・非正規職員から正規職員への転換</li> <li>・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li> <li>・職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>

## (3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。

ホームページへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載</li> <li>・独自のホームページへの掲載</li> </ul>
その他の方法による掲示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定待遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

(宛先) 名古屋市長

上記のとおり、障害福祉サービス事業所等に係る福祉・介護職員等特定待遇改善加算を届け出ます。なお、本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和2年2月17日

(法人名) 株式会社 GUTS  
(代表者名) 代表取締役 古賀浩嗣

